

高齢者や障がい者、児童などに向けた 福祉分野の事業の推進

市は、これまでの福祉計画の進捗状況を考慮しつつ、さらなる福祉施策の充実を図るために、野田市地域福祉計画（第2次改訂版）を策定しました。これまでの基本理念を継承しつつ高齢者や障がい者、子育てなどの施策を充実させることを盛り込んでいます。

市では、「福祉のまちづくりパトリール」など、以前から独自の取り組みを進めてきましたが、平成17年に、より計画的、継続的に福祉事業全体を推進できるよう野田市地域福祉計画を策定しました。

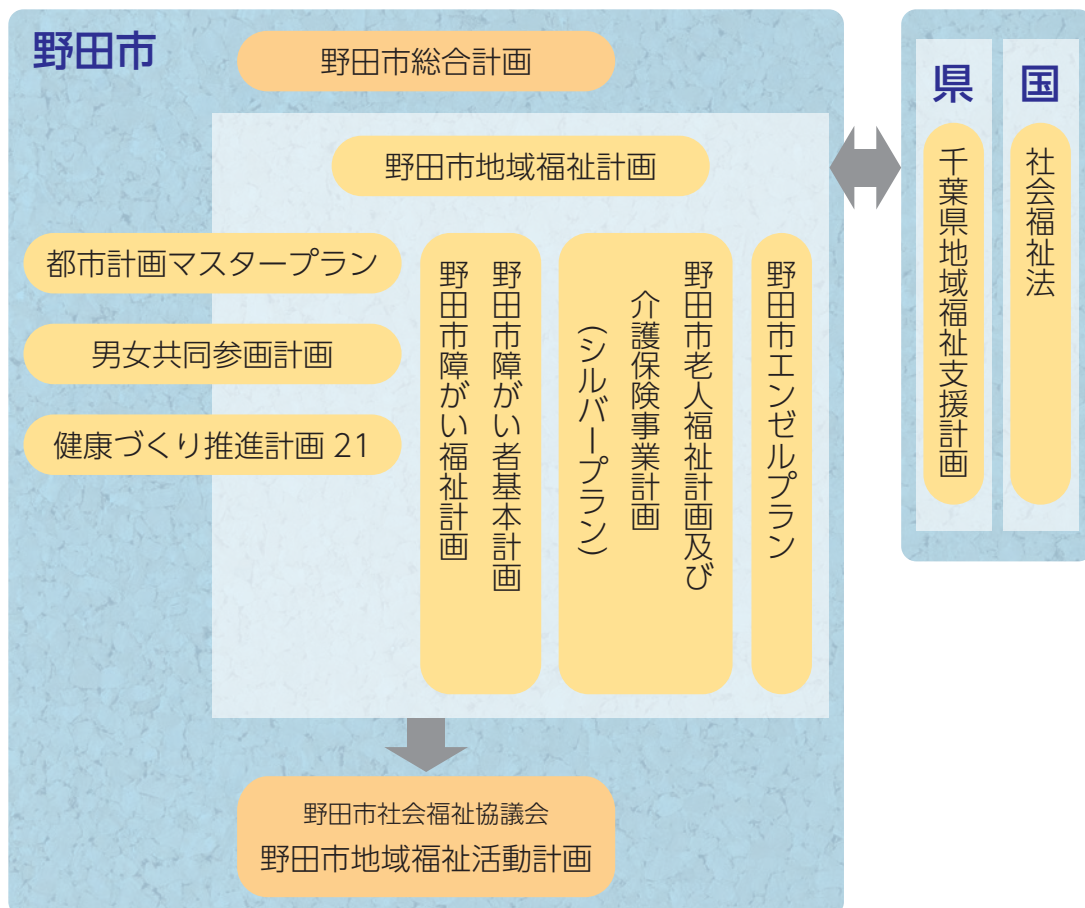
22年には、高齢者や障がい者などを福祉の一方的な受け手とするのではなく、地域で暮らす人すべてが福祉の担い手であり、受け手であるという考え方のもと、改訂版を作成しました。

そして、改訂版の計画期間終了に伴い、計画の進捗状況、社会情勢の変化、国の制度の変更などを考慮し、福祉施策をさらに充実させるため、市民意識調査、福祉関係団体とのヒ

アリング、パブリック・コメント手続での意見を反映し、野田市地域福祉計画審議会での審議を経て、第2次改訂版を策定しました。

第2次改訂版では、これまでの基本理念、基本目標を引き継ぎながら、「高齢者の孤立死防止対策」「生活困窮者への支援」「経済的理由による学習機会の喪失対策」「子ども支援室の設置」など、高齢者や障がい者、子育てについて新たな内容を盛り込んでいます。

市では、この地域福祉計画と共に、さまざまな分野の具体的な施策についても7つの計画を策定しました。これらの計画をもとに行政、市民、事業者が地域社会の構成員として参



加・協力し合い、互いの優れたところを生かしながら協働し

て、地域福祉を推進していけるよう取り組んでいきます。